

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

1. 営業所の専任技術者の工事現場への配置について

建設業法第7条第2号においては、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされているが、以下のすべての要件を満たす場合には、営業所に常勤して専らその職務に従事しているものとして取り扱うものとする。

(1) 配置を認める工事区域

福岡市が発注する市内及び福岡市に隣接する市町村の区域内の工事。

(2) 配置を認める工事件数

福岡市発注工事以外の工事を含み、1件まで。

(3) 配置を認める工事金額

予定価格が**3千3百万円**(建築一式工事である場合にあっては、**6千6百万円**)以下の工事。

(4) 営業所に専任技術者以外の技術者がいる場合

営業所に専任技術者以外の配置可能な技術者がいる場合は、当該技術者の配置を優先し、営業所の専任技術者以外に配置可能な技術者がいない場合のみ配置を認める。

また、受注した営業所以外に営業所を有し、他の技術者がその営業所の専任技術者となっており、本店の技術者が1人で専任技術者の場合のみ配置を認める。

2. 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が、公共工事標準請負契約約款第10条第2項において義務づけられているが、以下の要件を満たす場合には、例外的に常駐を要しないものとして取り扱うものとする。

(1) 常駐を要しない対象工事

福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、かつ、請負代金の額が**4千万円**(建築一式工事である場合にあっては、**8千万円**)未満の工事。

また、請負代金の額が**4千万円**(建築一式工事である場合にあっては、**8千万円**)以上の工事にあっても、工事の全部の施工を一時中止している期間等の主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間に該当する場合等、工事現場の作業状況等に応じて発注者との連絡体制が確保できる場合には、常駐を要しないものとする。

(2) 常駐を要しない期間

請負代金の額が4千万円（建築一式工事である場合にあつては、8千万円）未満の工事にあつては、特段の定めは行わないものとするが、工事の内容・規模により安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難であると発注者が判断した場合は、常駐を要するものとする。

常駐を要する工事例としては、離島工事等工事現場に速やかに向かうことが出来ない工事が挙げられる。

(3) 兼任を認める工事件数

同一の現場代理人を配置できる工事の数は2件までとする。

ただし、営業所の専任技術者については1件とする。

3. 特例監理技術者の取扱いについて

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）（国不建第176号、令和2年9月30日）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項について、「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされており、福岡市発注工事における特例監理技術者の工事現場の範囲については、下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 特例監理技術者の配置が認められない工事

①当初請負金額が3億円以上の工事

②24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）の場合

③その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事

(2) 兼任を認める工事区域

福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事

(3) 兼任を認める工事件数

同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は2件までとする。

(4) 留意事項

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

4. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について

請負代金の額が4千万円（建築一式工事である場合にあつては、8千万円）以上の工事における主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は建設業法第26条において工事現場ごとの専任でなければならないとされているところであり、その運用については「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日付け国不建第130号）に規定されているが、福岡市における専任を要しない期間については、以下のとおりとする。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で次に掲げる期間が設計図書若しくは打合せ記録簿等の書面により明確となっている場合に限るものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間。
- (4) 工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

5. 近接した場所において施工する場合の取り扱いについて

建設業法第26条、建設業法施行令第27条より、工事の現場に置くこととされている主任技術者、又は監理技術者については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日付け国不建第130号）により規定されており、建設業法施行令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事の管理をすることができることとされているところであるが、以下の要件を満たす場合においても、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当するとして取り扱うものとする。

なお、この取り扱いについては、監理技術者には適用されないことに留意すること。

(1) 近接の範囲

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が陸路距離で10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(2) 兼任を認める工事件数

同一の主任技術者を配置できる工事の数2件までとする。

6. 随意契約により締結される複数の工事の取扱いについて

契約工期が重複し、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事を同一の建設業者と随意契約により締結した場合は、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の主任（監理）技術者及び現場代理人が管理できるものとする。

ただし、これら複数の工事に係る下請金額の合計が4千5百万円（建築一式工事である場合にあつては、7千万円）以上の場合は特定建設業の許可を要するとともに、監理技術者又は特例監理技術者を配置すること。

また、これら複数の工事に係る請負代金の額の合計が4千万円（建築一式工事である場合にあつては、8千万円）以上の場合、主任（監理）技術者及び現場代理人はこれら複数の工事のみに専任で配置すること。

7. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について

工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者の配置を求めるものとする。

確認の方法は、監理技術者証、健康保険被保険者証又は雇用保険資格取得届等により行う。

また、当該確認は、制限付一般競争入札による場合にあつては財政局契約課で行い、指名競争入札及び随意契約による場合にあつては工事担当課で行うものとする。

8. その他

現場代理人、又は技術者と営業所の専任の技術者としての兼任の有無、及び他工事の兼任状況を確認するため、受注者は「現場代理人及び技術者通知書（現場代理人等通知書）」に添付する「履歴書（経歴書）」に、専任の技術者の該当の有無、及び他工事の兼任状況を記載し提出するものとする。

附 則

この運用は、令和5年1月1日から適用。

別 表

		専任を要しない工事 【※1】		専任を要する工事 【※2】				
		現場代理人	主任（監理） 技術者	現場代理人	主任（監理） 技術者	業法第26条第3項ただし書きの規定を適用する場合		
						監理 技術者補佐	特例 監理技術者 【※6】	
営業所の専任技術者		配置可 (1件まで) 【※3】	配置可 (1件まで) 【※3】	配置不可	配置不可	配置不可	配置不可	
専任を要しない 別途工事 【※1】	現場代理人	兼任可 (2件まで)	兼任可 (2件まで)	兼任不可	兼任不可			
	主任（監理） 技術者	兼任可 (2件まで)	兼任可 (2件まで) 【※5】	兼任不可	兼任不可			
専任を要する 別途工事 【※2】	現場代理人	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可	
	主任（監理） 技術者	兼任不可	兼任不可	兼任不可	兼任不可 【※4】	兼任不可	兼任不可	
	業法第26 条第3項た だし書きの 規定を適用 する場合	監理 技術者補佐			兼任不可	兼任不可	兼任不可	
		特例 監理技術者 【※6】			兼任不可	兼任不可		兼任可 (2件まで) 【※7】

【※1】 専任を要しない工事とは、請負代金の額が4,000万円（建築一式工事である場合にあっては、8,000万円）未満の工事をいう。

【※2】 専任を要する工事とは、請負代金の額が4,000万円（建築一式工事である場合にあっては、8,000万円）以上の工事をいう。

【※3】 営業所の専任技術者が兼任できる工事は、予定価格が3,300万円（建築一式工事である場合にあっては6,600万円）以下の場合に限る。〔運用1.〕

【※4】 両現場が密接な関係にある場合や、工作物に一体性若しくは連続性が認められる場合で、相互の間隔が近接（陸路距離10km程度）している場合にあっては、兼任可。ただし、専任の監理技術者については適用しない。〔運用4.〕

【※5】 現場代理人を兼務していない技術者の場合は、兼任できる工事件数に制限はない。

【※6】 特例監理技術者は、公共工事標準請負契約約款第10条第5項の規定は適用できない。（同一工事内において現場代理人等との兼務はできない。）

【※7】 工事によっては特例監理技術者の配置が認められないため留意すること。〔運用3.〕